

一般社団法人山形県臨床検査技師会慶弔規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）の正会員の福利厚生を目的として、お見舞い及び慶弔について定める。

(対 象)

第 2 条 (1) 本会の正会員（以下「会員」という）とする。

(慶 祝)

第 3 条 (1) 会員が結婚する場合は、祝電をもって慶祝する。

(見 舞)

第 4 条 会員が疾病あるいは不慮の事故により継続して 2 週間以上入院した場合は 5, 000 円の見舞金を贈る。

(弔 慰)

第 5 条 (1) 会員が死亡した場合は、会長または会長代理が弔慰を行うこととし、弔電、生花ならびに弔慰金 10,000 円を贈る。ただし、会務執行上で死亡した場合、または会に特別の功労があった場合は、理事会の決議を経て決定する。

(特 例)

第 6 条 第 2 条、第 3 条、第 4 条及び第 5 条に定めない事例が生じた場合は、会長が理事会に図り、決議を経て決定する。ただし、急を要する事例は会長専決とし、次期理事会で承認を得るものとする。

(会への連絡)

第 7 条 第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の事例が発生した場合は、会員、施設連絡責任者または地区事務局が速やかに本会事務局あてに申請用紙をもって申請するものとする。

(会員への伝達)

第 8 条 会員への慶弔等事例発生伝達は、必要に応じ本会が行うものとする。

(規定の改正)

第 9 条 この規定は、理事会の決議を経なければ改定することができない。

(附 則)

この規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

事例執行は、各施設で行うこととする。(平成 11 年 4 月 27 日理事会決議)

2 この規程は、平成 18 年 3 月 11 日に一部改定する。

3 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、平成 24 年 8 月 8 日に一部改定する。

5 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

6 この規定は、平成 28 年 3 月 16 日に一部改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

慶弔申請用紙

申請日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者： _____ (施設名)

対象者： _____ (施設名)

対象内容： (✓してください。)

- 結婚（祝電） 対象者名が宛名となります。（旧姓でご記入ください。）
- 入院（見舞金）
- 死亡（弔電、生花、弔慰金） 備考欄へ喪主名・対象者との続柄をご記入ください。

《祝電・弔電用》

対象日時	年	月	日	時	分	～
施設名称						
住所						
電話番号	()		—		
備考欄						

※慶弔規程の一部抜粋

(慶 祝)

第3条 (1) 会員が結婚する場合は、祝電をもって慶祝する。

(見 舞)

第4条 会員が疾病あるいは不慮の事故により継続して2週間以上入院した場合は5,000円の見舞金を贈る。

(弔 慰)

第5条 (1) 会員が死亡した場合は、会長または会長代理が弔慰を行うこととし、弔電、生花ならびに弔慰金10,000円を贈る。ただし、会務執行上で死亡した場合、または会に特別の功労があった場合は、理事会の決議を経て決定する。

事務局対応欄

受付	電報	支払	受取